

上田市中心市街地活性化基本計画の早期策定を求める決議

平成18年にまちづくり三法の一つである中心市街地活性化法が改正され、これを受けて全国で中心市街地活性化基本計画の策定作業が進み、これまでに23市が内閣総理大臣の認定を受けました。

上田市においても、平成18年度に学識経験者、商業者、一般公募などの委員による策定委員会を設置して計画策定に取り組んでいるところです。

少子高齢化や人口減少などこれからの社会情勢に対応する持続可能な都市づくりのため、中心市街地の活性化は、新市の重要な課題です。

中心市街地の活性化を図るには、行政はもとより商工会議所、商店街などまちづくりの多様な関係者の参画を得て、まちづくりに対する一体となった取り組みが必要です。

については、中心市街地の活性化を目指し、基本計画の策定に向け、行政とまちづくり関係者が連携を図り、より一層の精力的な取り組みをされるよう求めます。

以上決議します。

平成19年12月17日

上 田 市 議 会